

湖南地域就労選択支援事業評価委員会

就労選択支援事業所 事業申請に係る地域評価 (評価結果)

評価対象法人名： 社会福祉法人若竹会

評価対象事業所名： ワークステーションわかたけ

評価実施日： 2026年4月15日

評価結果	
項目	評価内容
基本シート	<知識・理解・体制> 湖南圏域の検討会へ積極的に参加しており、制度の背景や目的については概ね理解されている。就労選択支援員となる職員に就労アセスメントの実務経験が乏しく、体制面での不安が残る。 <スキル> パンの製造から販売までを行う実店舗を有しており、実践的で有効なアセスメント環境が整っている点は独自の強みである。一方で、圏域で共通化したツールが活用されていない現状があり、地域標準に沿った客観的な評価や支援の質の担保という点で不安が残る。 <地域連携・地域づくり> 自立支援協議会等への長年の参加実績があり評価できる。 <中立性> 事業の趣旨は一定理解されているが、中立性の観点においては不安が残る。
数値化シート	数値化ランク B 概ね適している／一部に改善の余地はあるが、実施に支障はないと考えられる <アセスメント> 過去3年間の実績件数や手法の多様性において、高い加点を獲得している。 <支援実績> 企業就労者への定着支援等において、安定した成果を上げている。 <管理者・就労選択支援員> 管理者・就労選択支援員ともに他事業の兼務となっている。 <関係機関連携> 自立支援協議会への参加については、20件以上の実績があり、十分に評価できる。
総評	
ワークステーションわかたけは、地域福祉を長年支えてきた実績と、パン製造販売等の実践的なアセスメント環境を保持しており、地域における就労支援の重要な拠点となり得るポテンシャルを持っています。 しかしながら、事業開始にあたっては組織体制および地域連携のあり方に課題が認められます。特に、地域が総意で構築した共通ツールを活用しきれていない現状は、就労選択支援が目指す「地域全体での支援の質の平準化」という理念に逆行するものです。特定の法人ノウハウに固執するのではなく、地域標準を土台とした客観的な評価体制の再構築を期待します。 加えて、就労選択支援員のアセスメント経験不足や、法人全体における制度理解については、利用者の人生を左右する「中立・公正な選択支援」を行う上で重大な懸念材料です。今後は、特定の職員の経験に依存した体制から脱却し、組織全体でのスキル共有と、法人内への啓発、そして地域に開かれた透明性の高い運営を期待します。	

<地域評価に関するお問い合わせ先>

湖南地域障害児・者自立支援協議会 就労選択支援事業評価委員会
就労選択支援事業に向けた検討会事務局
湖南地域障害者働き・暮らし応援センターりらく
電話：077-567-1120 メール：riraku@asucomit.or.jp

就労選択支援事業所 申請に関する地域評価シート
(湖南福祉圏域)

就労選択支援事業の事業申請については、「協議会や市町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当協議会等による評価を受け、その内容を指定権者（滋賀県）へ提出すること」となっており、湖南地域においては湖南地域障害児・者自立支援協議会内に設置された湖南地域就労選択支援事業評価委員会にて評価を行います。ついては以下の項目ごとに運営方針や活動内容・実績等を記入し、設置予定の市障がい福祉課へ提出ください。また、このシートの記入については、配置予定の管理者および就労選択支援員の2名で作成ください。評価委員会の開催日時については後日個別にご案内いたします。評価委員会当日は管理者および就労選択支援員でご出席ください。

＜地域評価シートについて＞

地域評価シートは申請者（事業所）の基本情報をまとめる「申請者基本情報」と、実施事業所としての姿勢等をまとめる「基本シート」、実施事業所としての実績や準備性を数値化する「数値化シート」で構成されています。事業申請を行うためにはまずこの3つのシートをすべて作成し、事業開始予定の市障がい福祉課へ提出、湖南地域障害児・者自立支援協議会内に設置されている就労選択支援事業評価委員会の評価を受け、その評価結果を事業申請書類に係る資料として指定権者へ提出いただく形となります。

申請者基本情報			
【法人関係情報】			
法人名称	社会福祉法人若竹会		
法人所在地	滋賀県草津市川原町298-1		
運営する障がい福祉サービス事業 (就労選択支援事業以外)	生活介護 就労継続支援B型 就労移行 自立訓練		
【就労選択支援事業所基本情報】			
事業所名称	ワークステーションわかたけ		
担当者名	今井 浩貴	連絡先	077-569-5697
メールアドレス	imai@wakatake.info		
事業所所在地	滋賀県草津市川原町297-3		
定員	10名		
年間想定受入可能人数	10名		
主たる対象者（該当に☑をつける）	☒ 特定しない ☐ 身体障害者 ☐ 知的障害者 ☐ 精神障害者 ☐ 難病等対象者		
従事者の資格取得状況	管理者氏名： 齋藤 晶子 資格状況※1： サービス管理責任者		
	就労選択支援員氏名： 今井 浩貴 資格状況※2： 社会福祉士、ジョブコーチ（職場適応援助者）		
実施主体要件 過去3年以内の通常の事業所への雇用実績 ※右記事業申請予定日の前月の末日から3年間 ※就労先事業所名リストを添付（様式は任意）	事業開始予定日	2026/7/1	
	事業申請予定日	2026/6/15	
	過去3年間の就労実績 (上記事業申請予定日の前月の末日から3年間)	15 件	
人員配置	従事者	員数	常勤換算
	管理者	1 人	1.0 人
	就労選択支援員	1 人	0.7 人

※1 管理者の要件に関する状況を記載ください
※2 就労選択支援の要件に関する実務経験年数・研修受講状況を記載ください

基本シート

1. 【基礎理解】

就労選択支援事業が創設されることになった背景および就労選択支援事業が目指す方向性について記入ください（400文字以上）

就労アセスメントでは、利用のときに本人の意思や適性が十分に整理されないまま支援が開始されたり、事業所側の思いが優先されてしまったりすることがあり、その結果、就労先や支援内容とのミスマッチなどといった課題が生じるケースがあったと思います。また、就労に向けての本人の能力や課題、就労への意欲を客観的に評価する機会が少なかったことも課題とされていたのではないかと思います。このような背景を踏まえ、「障害のある人が自らの希望や特性に合った働き方や就労支援サービスを主体的に選択できるようにすること」を目的として就労選択支援事業が創設されました。障害のある方本人がより良い選択ができるように、事業所側としては今まで以上に情報提供及び本人の強みや課題を見出すことをしっかりと行うことが大事になってくると思います。また、今後就労選択支援事業自体がより明確化していくためには、「本人主体」でありながらも、その人その人に合った「はたらく」に合わせた柔軟な対応が必要になってくると思います。

2. 【地域把握】

事業所として把握している湖南地域の就労支援の実情・課題を記入ください

湖南圏域は福祉系サービスを実施している事業所が多いのが実状です。しかし、その中で障害のある方がきちんと情報提供を受けて、「次の1歩（進路）」が踏み出せているのかが疑問点であり、課題ではないかと考えます。「次の1歩」が決められた状況でのアセスメント実施の実情があると感じています。

3. 【目的】

就労選択支援事業を行う目的（事業申請することになった理由）と運営方針を記入ください

今まで様々な方の就労アセスメントや就労訓練を実施し、障害のあるご本人の次の1歩を踏み出すための手助けをしてきました。就労選択支援事業としましても、湖南圏域の他事業所、他機関との連携をしっかりとった上で、当事業所のアイテム（製パン、下請け、施設外作業）や就労アセスメントや就労訓練で培ってきた技術を活かして就労選択支援事業に取り組んでいきたいと考えています。

4. 【サービス提供内容の確認】

予定しているサービス内容について以下の項目について記入ください

（1）地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する情報提供について

湖南圏域で統一したワークブック等情報提供ツールを主に、当事業所が今まで培ってきた実績やつながりを含めた社会資源の提供に努めます。

（2）作業場面等を活用したアセスメント手法について

作業キットの使用のほかに、当事業所の持っているアイテム（製パン、下請け、施設外作業）と合わせて、本人に合った形でアセスメントを実施をしていき、本人の強みを見出していきます。

(3) 他機関連携によるケース会議の実施について

今まで就労アセスメントで実施してきた連携を軸に、今後もその方のニーズ、必要性に応じて適宜連携を図っていきます。

(4) 事業所等との連絡調整について

障害のある方本人が不利益になることのないよう、関係機関と足並みを揃えて向き合っていきたいと思います。そのためには、アセスメント中はもちろんのこと、アセスメント実施後の情報共有、方向性の共有を密にしていきたいです。

5. 【公平性・中立性の担保】

就労選択支援事業所は、サービスの質の確保はもとより、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。例えば特定の事業所等との不当に偏った関係性などがあってはなりません。就労選択支援事業を実施するに当たって、公平性・中立性の確保は、極めて重要であると考えています。同一法人が運営する事業所への利用者誘導を避けるために、具体的にどのように考え、取り組むかを記入ください（600文字以上）

今回の就労選択支援事業においては、「障害のある人が自らの希望や特性に合った働き方や就労支援サービスを主体的に選択できるようにすること」が大前提であるため、誘導や囲い込みを行うような情報提供はあってはならないと思います。そのために、自事業所の情報提供だけでなく、他機関、他事業所の情報もしっかりと提示できるようにしなければなりません。

具体的に当事業所では、就労選択支援の実施にあたり、まず利用者本人の希望、適性、能力、生活状況等を丁寧に把握することを最優先とし、特定の事業所ありきの選択支援は決して行いません。アセスメントや面談においては、障害のある方本人の希望（要望）をしっかりと聞き取ったうえで、一般就労、就労移行支援、就労継続支援A型・B型など、必要と考える複数の選択肢について客観的な情報提供を行っていきたいと思います。

また、今回の就労選択支援事業では、従来の就労アセスメントの時以上に計画相談（相談支援事業所）との連携が重要になってくると考えています。特にアセスメントを終えてから、結果を踏まえて実際に「選択」に向けての情報提供の部分に関しては、相談支援事業所と足並みを揃えつつ、本人に対して有益な情報提供を行っていただけるように留意していきたいです。

地域の関係機関や事業所の情報を幅広く提示し、アセスメントの実施のみならず、関係機関と連携をとって必要に応じて見学等の機会を作り、支援者の意向を押し付けることなく、本人の意思決定を尊重して最終の進路決定ができるよう支援を行っていききたいです。さらに、自事業所内においても、一方向からの見方にならないよう、定期的に振り返りや職員間での情報共有を行い、支援の在り方について見直す機会を設けていきたいと考えています。

6. 【地域づくりに向けた姿勢】

就労選択支援事業を実施・提供することでこういった湖南地域を目指していきたいと考えているか、また、事業所として、どのような取り組みを考えているか記入ください

情報共有や連携がとりやすい、「風通しの良い湖南圏域」が理想と考えます。そのためには、公平性・中立性の部分も含め、障害のある方本人に情報提供ができるよう視野を広く持って取り組んでいきたいと思います。

7. 【検討会への参画】

事業を実施することになった場合、湖南地域の自立支援協議会のプロジェクト「就労選択支援事業に向けた検討会」の構成機関として活動することが望まれます。参加することができますか？

☒ 参加する

☐ 参加できない

※（参加できないにチェックした場合、お答えください）

・参加できない理由を記入ください

数値化シート

基準項目	内容	最高 加 点	条件	加 点 数	入 力	採 点
①アセスメン ト (70点)	①過去3年間の就労アセスメント実施件数 ※法人全体ではなく事業申請を行う事業所における実施件数	20点	5件以上10件未満 10件以上	10点 20点	10件以上	20点
	②実施するアセスメント手法 (1)通所アセスメント・(2)福祉サービス事業所や学校訪問によるアセスメント・(3)在宅訪問もしくはオンライン等を活用したアセスメント)	20点	2種類実施 3種類実施	10点 20点	3種類実施	20点
	③実施する作業アセスメント手法 (1)湖南地域共通キット・(2)標準化検査・(3)ワークサンプル・(4)製造作業・(5)事務作業)	30点	3項目 4項目以上	20点 30点	4項目以上	30点
	④申請日から過去3年度間（前年度・前々年度・前々前年度）において、事業者の就労支援によって通常の事業所に雇用されて半年定着に至った人数 ※支援対象者の自発的な活動等によって具体的な支援によらず雇用されたケース及び関係法人への雇用は除く ※過去3年度の期間に半年定着に至った人数	20点	2人以上5人未満 5人以上10人未満 10人以上	5点 10点 20点	10人以上	20点
	⑤申請日の前年度における企業就労者に対する職場訪問による職場定着支援実施平均件数 ※事業申請事業所において定着支援事業を実施している場合はその実績を含む	20点	月平均3件以上5件未満 月平均5件以上10件未満 月平均10件以上	5点 10点 20点	月平均5件以上10件未満	10点
	⑥以下に該当すること（就労移行支援、就労継続支援A型・B型の多機能事業所の場合は各事業すべてが該当） ●就労移行支援 →就職後6月以上定着率が5割以上 ●就労継続支援A型 →評価点が170点以上 ●就労継続支援B型（様式4：生産活動収支報告書を提出） →平均工賃月額が3万円以上	10点		10点	該当	10点
②支援実績 (70点)	⑦多様な人への支援実績 （事業申請事業所にて）申請日の前年度において、以下の障害種別の支援実績がある ・視覚障害・聴覚障害・その他の身体障害・重度知的障害（療育手帳A1、A2）・知的障害（療育手帳B1、B2）・統合失調症・躁うつ病・てんかん・その他の精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障がい ※障害が重複している人は主たる障害のみで計上 ※正式利用者および就労アセスメントを実施した人で計上する	20点	6種類以上8種類未満 8種類以上10種類未満 10種類以上	10点 15点 20点	非該当	点
	⑧障害福祉サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のいずれかのサービスを提供する事業所の管理者及びサービス管理責任者としての経験年数（単に役職としての経歴・年数ではなく、当該期間にスーパービジョンを担っており、就労選択支援においても指導助言や育成等を行う場合に限る）	20点	3年以上5年未満 5年以上10年未満 10年以上	5点 10点 20点	5年以上10年未満	10点

基準項目	内容	最高 加点	条件	加点数	入力	採点
④就労選択支援員 (70点)	⑨就労選択支援員の障害者の就労支援業務に従事した経験年数 ※複数名配置する場合は常勤換算で数値が一番大きい者の経験年数	20点	7年以上10年未満 10年以上15年未満 15年以上	5点 10点 20点	非該当	点
	⑩常勤換算で0.5以上配置される就労選択支援員がジョブコーチ（訪問型）に加えて以下の資格のいずれかを有している場合は10点を加点（複数でも10点） ・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・作業療法士 ※資格証明書等を添付してください	10点		10点	該当	10点
	⑪人員基準を上回る配置として、常勤換算で人員配置10:1以上かつ2名以上配置 ※配置例等を提出（様式2）	10点		10点	非該当	点
	⑫従事者のうち、常勤及び専従の人数 ※管理者を除く	30点	1名配置 2名以上配置	20点 30点	非該当	点
⑤関係機関との連携・地域自立支援協議会 (60点)	⑬申請日から直近1年間に他機関（必須項目と同様の定義）と連携して行ったケース会議（当事者を含む4機関以上で実施した）の実施回数 ・他機関と連携して就労支援したことが分かる記録（様式3） ※就労アセスメント実施事業所としてのケース会議も含む ※関係法人（同一法人が運営する事業所を含む）への連携は機関数に含めない ※関係法人の確認書類の提出を求めること、連携先に対し評価委員会から連携状況の確認連絡をすることがある	30点	10件以上15件未満	10点	10件以上15件未満	10点
			15件以上20件未満	20点		
			20件以上	30点		
	⑭事業申請予定日の前月の末日から2年間で事業所がある市・圏域の自立支援協議会への参加状況について ・定例会、全体会、部会、プロジェクトなど、参加した会議名リスト（様式4）	30点	5件以上10件未満 10件以上15件未満 20件以上	10点 20点 30点	20件以上	30点
14項目	最大加点数	290点				170点
結果						B

<数値化シートランクの読み取り方の目安>

ランク	評価内容
A	非常に適している／十分な体制・内容で、特に問題なし。高水準で期待できる
B	概ね適している／一部に改善の余地はあるが、実施に支障はないと考えられる
C	一部再検討が必要／一定の体制はあるが、明確な改善・補足が望まれる
D	再検討が必要／現状の体制では事業実施に不安があり、改善・補足が望まれる